



# 島根県報

平成29年12月26日（火）

第2,967号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱の一部改正	（総務事務センター）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	4
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	5

### 【公 告】

平成29年度クリーニング師試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	5
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水 産 課）	5
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（都 市 計 画 課）	8

### 【病院局管理規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正		8
------------------------	--	---

### 【漁調委指示】

ふぐ浮延縄漁業の禁止（2件）		9
----------------	--	---

**告 示****島根県告示第685号**

島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「者」の次に「（以下「暴力団等」という。）」を加える。

第2条第9号中「暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者」を「暴力団等」に改める。

第3条の見出し中「及び排除要請」を「、排除要請及び情報管理」に改め、同条に次の1項を加える。

4 総務部長及び刑事部長は、取得した個人情報については、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）に基づき適正に管理し、当該個人情報は、この要綱に定める暴力団排除措置の目的以外には使用しないものとする。

第6条第2項中「落札者が、」を「落札者が」に改める。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条第1項中「相手方」の次に「又は当該契約に係る業務の下請等をする者（以下「下請負人」という。）」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1項を加える。

（下請等からの排除）

**第8条** 各課長等は、契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の下請又は再委託（当該契約の相手方が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。以下「下請等」という。）に暴力団等を関与させないように指導するものとする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、同条の前に次の1項を加える。

（不当介入等への対応）

**第11条** 各課長等は、入札参加資格者に対し、入札の履行に当たって不当介入を受けたときは、各課長等に報告するとともに警察に通報するよう指導するものとする。

2 各課長等は、契約の相手方に対し、契約の履行に当たって不当介入又は暴力団等からの下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたとき（次項の規定による報告を受けた場合を含む。）は、各課長等に報告するとともに警察に通報するよう指導するものとする。

3 各課長等は、契約の相手方に対し、当該契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに契約の相手方に報告するよう指導を行うことを求めるものとする。

4 各課長等は、不当介入等を受けた契約の相手方又は下請負人が、前2項の規定による報告及び通報を行った場合において、当該契約につき、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがあると認められるときは、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

5 各課長等は、不当介入等を受けた入札参加資格者若しくは契約の相手方（以下「入札参加資格者等」という。）又は下請負人が、第1項から第3項までの規定による報告及び通報を怠ったと認められるときは、当該入札参加資格者等に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

別表第5号中「下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方」を「下請負人」に、「当該者」を「当該下請負人」に改める。

別記様式第6号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

別記様式第7号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記様式第8号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

別記様式第9号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

**附 則**

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

### 島根県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市布崎土地改良区

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

##### 理事

田中 康義 出雲市園町1442番地  
角 保則 出雲市園町237番地  
橋本 克吉 出雲市園町920番地5  
橋本 忍 出雲市園町1191番地1  
坂本 満 出雲市園町1254番地  
角 孝修 出雲市園町157番地  
周藤 晋司 出雲市園町1353番地1

##### 監事

田中 武夫 出雲市園町1303番地2  
橋本 安博 出雲市園町1518番地

#### 2 就任年月日

平成29年4月1日

#### 3 退任した役員の氏名及び住所

##### 理事

田中 康義 出雲市園町1442番地  
田中 和雄 出雲市園町1324番地  
坂本 勝 出雲市園町1302番地  
田中 広幸 出雲市園町1106番地  
橋本 知巳 出雲市園町930番地  
福田 清正 出雲市園町234番地  
田中 康富 出雲市園町1420番地

##### 監事

坂本 正明 出雲市園町1389番地  
長崎 政人 出雲市園町17番地

### 島根県告示第687号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成25年島根県告示第816号による保険に付すべき義務は、平成29年12月16日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年12月26日

三隅町加入区

## 島根県告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

#### (3) 変更しようとする事項

##### ア 駐車場の位置

(変更前) 650台（第一駐車場：58台、第二駐車場：73台、第九駐車場：53台）

(変更後) 650台（第一駐車場：76台、第二駐車場：108台、第九駐車場：閉鎖）

##### イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 200台

(変更後) 218台（第五駐輪場を新設：18台）

##### ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 25か所

(変更後) 24か所（第九駐車場を閉鎖）

#### (4) 変更の年月日

平成30年1月15日

### 2 届出年月日

平成29年12月18日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

#### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

#### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第689号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

## 2 都市計画を変更する土地の区域

松江市米子町、南田町、東本町四丁目、和多見町及び伊勢宮町

## 3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成29年12月5日に実施した平成29年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1、2、3、5、6、7、8、10、16

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で119,928トン（平成27年）、生産額で208億7,000万円（平成27年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸

側等に定常的な高い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成29年1月から同年12月まで	37,000
2	まいわし	平成29年1月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	24,000
4	するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成29年7月から平成30年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成30年1月から同年12月まで	33,000
2	まいわし	平成30年1月から同年12月まで	29,000
3	まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	
4	するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	
5	ずわいがに	平成30年7月から平成31年6月まで	

注 まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

## 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成29年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。  
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	35,000
2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	23,000

注 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.5%、まいわし：98.8%、まさば及びごまさば：97.4%

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成30年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	31,300
2	まいわし	中型まき網漁業	28,500
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注1 まあじ及びまいわしについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量(100未満の端数は、切り捨てる。)とする。

まあじ：94.9%、まいわし：98.6%

注2 まさば及びごまさばについては、管理の対象とする期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにする

とともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市南田町及び東出雲町揖屋

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

### 島根県病院局管理規程第9号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月26日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第19条第1項に次の1号を加える。

- (10) 医師、看護師、精神保健福祉士若しくは作業療法士の資格を有する職員又は臨床心理技術者（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成17年厚生労働省令第117号）第2条第4号ホに規定する臨床心理技術者をいう。）の業務に従事する職員が、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下この号において「法」という。）第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定による入院患者の社会復帰に向けた法第100条第1項の規定による外出（同項第1号の場合に限る。）又は同条第2項の規定による外泊（同項第1号の場合に限る。）に係る業務に1時間以上従事したとき。

第19条第2項に次の1号を加える。

- (10) 前項第10号の職員 1日につき1,000円

#### 附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

## 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

### 島根海区漁業調整委員会指示第29-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成29年12月26日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

#### 1 制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

#### 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年1月1日から平成32年12月31日までとする。

### 隠岐海区漁業調整委員会指示第29-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、隠岐海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成29年12月26日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

#### 1 制限の内容

隠岐海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

#### 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年1月1日から平成32年12月31日までとする。